東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

２０２５年１２月１５日発行

第２４号（通巻第３８４号）

発行者：星山 圭　編集者：組織部

申５号
団体交渉

時間までに無理して急ぐことなく作業を行って問題ないことを確認

新潟地本は12月8日、申5号・新潟駅手歯止め作業における適正な労働時間を求める申し入れの団体交渉を行いました。

新潟駅での手歯止め装着作業に必要な付加時間の付与を求めました。

新潟統括センター新潟乗務室の運転士・Ｂ１２３６行路は、越後線の１６９Ｍで新潟駅の２番線到着後、そのままホームに車両を留置するために手歯止め装着作業を行います。

１６９Ｍの到着後、隣接する３番線から列車が発車するまでの時間が僅少であるために、隣接列車が発車するまで作業の着手を待つ必要が生じます。

また、駅長との打ち合わせにより、隣接列車の発車前に抑止手配が出来た場合には、隣接列車の発車を遅らせないために急ぎ足で歩行するなど、性急な作業を強いられている実態もあり、安全上でも課題が存在します。

支社側　時間内に作業を終えられる認識

隣接列車の発車待ち時間５分を付加時間として付与するよう求めたのに対して支社側は、必要な労働時間は確保しているとの回答を示しました。

必要な労働時間とは何を指すのか質すと、支社側は「準備・折り返し・整理時間一覧表」に明記されている時間だとしました。

一覧表で19分としている新潟駅の折り返し時間には、ホーム末端まで移動してから手歯止め装着作業を行う時間も含まれているのかを質すと、通常であれば含まれているとしました。

１６９Ｍ到着後にＦ券で作業方を確認、駅長に抑止手配を取り、手歯止め装着作業を行い、再度駅長との連絡を終わるまで、何分かかる認識かを質しましたが支社側は、具体的な数字は答えられないとした上で、積み上げて19分となっているとしました。

Ｂ１２３６行路の作業時間について、支社側が現行で「間に合う」としている時刻はいつのことを指すのかを問うと、隣接列車の発車時刻の23時40分ではなく、駅長が作業終了を確認する23時38分だとしました。

到着後の作業を行うと、作業時間が実質２分くらいしかなくなるが、作業を終えることができるという認識か質すと支社側は、２分で作業を行うということではなく、全ての作業が23時38分までに終えることができるという認識であるとした一方で、余裕がない作業を行っている乗務員がいるということは承知したとしました。

支社側は、定時であれば隣接列車の発車時刻を気にせずに、急ぐことなく安全に作業して問題ないとの考えを示しました。

現状では駅長から38分までに間に合うか確認さ

現行では、留置手配に関わる作業の労働時間に、隣接列車の発車を待つ時間は付与されていないことから、隣接列車の発車待ち時間５分を付加時間として付与するよう求めたものです。

発車待ちを行ったら作業報告書で報告を

隣接列車の発車を遅らせないようにホームを走ったり、正規の手順で行っていない人も多いことや、運転士から「間に合う」と言われて抑止手配をかけるが、本当に間に合うのか心配している新潟駅の実態を挙げて、安心して作業できる環境ではないことを指摘しました。

この環境下で余裕を持った作業ができるのかを質すと支社側は、作業時間の設定について通常であれば間に合う認識であるとした一方で、余裕がない作業を行っている乗務員がいるということは承知したとしました。

支社側は、定時であれば隣接列車の発車時刻を気にせずに、急ぐことなく安全に作業して問題ないとの考えを示しました。

現状では駅長から38分までに間に合うか確認さることを指摘すると、駅長は間に合わせてくれと言っている訳ではないとの認識を示しました。

乗務員はそのように捉えず間に合わせようとしてしまうことから、作業が間に合うか乗務員に判断させないよう求めると、駅長が判断するように指導するとしました。

◆　◆

隣接列車の発車待ちを行った時には作業報告書で報告をするとした支社側に対し、どのように書くのか質すと、「隣接列車発車待ち何分」と記載すれば良いとしました。

新潟乗務室では新潟駅場面の点呼時間がＦ券に記載されていないため、点呼時刻に間に合っているのか判断ができないと指摘しました。

支社側は、その実態は把握していなかったとして、何故記載しないのか確認するとしました。

◆　◆

社員が隣接列車の発車待ち時間を付けるべきではないかと副長に問い合わせたところ「支社の考えとして、隣接列車の発車までに作業を終えている人もいるから時間は付けない」と返答されたことについて、支社としてこの回答で良いのか質すと支社側は、そのように回答をしたことはないとしました。

また、「作業時間に基準がない」と現場管理者から言われた返答の真偽を問うと支社側は、基準がないと現場に回答したことはなく、そのような回答をしているのであれば指導していくとしました。

組合側は、社員との信頼関係がなくなると強く指摘し、支社の回答が現場にくると内容が変わる理由を問うと、「支社の回答が現場で変わっている実態は受け止める」として、特定の職場に限らず指導していく考えを示しました。

業務指示に伴う作業に対し労働時間の付与を求める

申8号・業務指示に伴う作業に対する労働時間の付与を求める申し入れ

２０２５年11月20日付で出向中の社員に向けて「Ｊｏｉ－Ｔａｂ端末の老朽取替について」と題する企画総務部人事ユニット名の文書が発出されました。

Ｊｏｉ－Ｔａｂは会社からの貸与品として、連絡文書の閲覧や各種事務手続き等をはじめとして、業務遂行上で必要不可欠な運用が行われています。

しかし今回行われる端末交換における勤務の取扱いは、「労働時間として取り扱いません」と記載されています。

この取扱いに対して組合員、出向社員から「何故業務遂行に必要不可欠な貸与品なのに、移動時間を含め端末交換に関わる必要な時間が労働時間とならないのか」と疑義の声が多数寄せられています。

新潟地本は12月8日、申8号・業務指示に伴う作業に対する労働時間の付与を求める申し入れを提出しました。

■申8号　申し入れ項目

1．業務指示に伴う作業に対して労働時間の付与を行うこと。